

港湾労働者休憩所の指定管理者募集 質問・回答一覧

No.	質問箇所	質問	回答
1	【別紙3】維持管理仕様書 特記事項 別表1	建物点検項目の打診は「適時」とあるが、目視確認による異常がある、かつ、はしごを用いて点検できる範囲で足りますか。	お見込みの通りです。
2	【別紙9】港湾労働者休憩所指定管 理業務協定書（案） 第32条	別表（リスク分担表）は、募集要項P18のリスク分担表のことでしょうか。	お見込みの通りです。